

第1回愛西市情報公開審査会会議録

会議の名称	平成28年度第1回愛西市情報公開審査会
開催年月日	平成29年1月30日(月曜日)
開始・終了時刻	午後2時00分から午後2時46分
開催場所	愛西市役所 北館2階 会議室2-2
議長氏名	杵田勝彦
出席委員氏名	杵田勝彦 佐藤徳潤 飯田十志博 弓削 恵 渡邊明子
欠席委員氏名	なし
説明者の職氏名	加藤(貴)主任、加藤(勉)主任
事務局職員職氏名	鈴木副市長 佐藤総務部長 佐野総務課長 加藤(貴)主任 加藤(勉)主任
会議次第	1 あいさつ 2 議事 (1) 会議録署名者の指名について (2) 平成27年度下半期 及び 平成28年度上半期 公文書公開 請求件数等について (3) 平成28年度上半期時点における 「個人情報取扱事務届」 及び「個人情報目的外利用・外部提供届」について 3 その他

配布資料

資料	1-1	平成27年度・平成28年度情報公開請求一覧
資料	1-2	過去5年度分の公文書公開請求の内訳
参考資料		愛西市役所組織図(平成28年4月以降)
参考資料		愛西市役所各課分掌事務並びに関係機関及び団体
資料	2-1	個人情報取扱事務届出状況一覧(平成28年9月30日現在)
資料	2-2	個人情報取扱事務届出書一覧表(各課室別・平成27年10月1日～平成28年9月30日まで)
資料	3	個人情報目的外利用・外部提供届出書一覧表(各課室別・平成27年10月1日～平成28年9月30日まで)
資料	4	目的外利用・外部提供累積件数(平成27年度終了時点)

公開 / 非公開 公開
傍聴人数 なし

=開会=

次第 1 あいさつ

杵田会長 あいさつ

委員の皆様にはお忙しい中とところ参集いただき感謝申し上げます。昨年は天王祭と須成祭がユネスコの文化遺産に登録され非常に喜ばしく思う。

市長・副市長も喜ばしく思っておられることと思われるが、これから何とか愛西市・津島市の知名度を上げていただくよう頑張っていたきたい。

鈴木副市長 あいさつ

委員の皆様には、月末の大変お忙しい中ご参集いただきお礼申し上げます。本日の議題は報告事項として2件ある。せつかくの機会なので、様々な角度からご意見等を頂戴して有意義な会議にしたいので、どうかよろしくお願ひしたい。

次第 2

議事(1)「会議録署名者の指名について」

弓削委員が会長より指名される。

議事(2)「平成27年度下半期 及び 平成28年度上半期 公文書公開請求件数等について」

事務局から資料1を基に請求件数、決定内訳及び請求内容等を説明。

会長 今回結構非公開があつて、その理由は本当に文書が存在しない場合と、保管期限が切れている場合と両方あると思われるが、この資料ではその区別はできていないのか。

事務局 はい。

会長 例えば27年度公文書公開の番号12-2は新しい公文書であるため、保管期限が切れているのではなくて文書自体が存在しないということか。

事務局 全員協議会は議事録を作成していないということであった。

会長 番号17-2は配布の記録はありそうな気がするが。

事務局 この年度は職員研修を行つておらず、また2012年については、提出の依頼文等がなかったため、文書自体が存在していないということである。

会長 4ページの番号22-2は許可申請書のため、本来あるはずと思われるが。

事務局 これは保存期間が過ぎているという理由である。

会長 これからは何か説明を加えてもらえるとありがたい。

事務局 次回からは文書不存在の箇所にその理由も付した形で作成するように努める。

会長 説明がないと、文書不存在の理由が分かりづらい。

委員 私も同じ質問だが、決算報告書が議会の承認を得ていないから文書不存在だと説明したが、全く資料がないことと、あつてもまだ承認されていないということは意味

が違う。また先ほどの研修であるが、研修会なのに文書が全くないのは口頭で行ったのかということに受け取られてしまいかねないため、単純に文書不存在としてしまうのはいかがなものか。

会長 文書不存在で非公開にする際には、理由は当然請求者に伝わるのか。

事務局 はい。

会長 ただ単に文書不存在の説明だけでは、なぜという話になり兼ねないが。

事務局 分かるような形の決定通知を取っている。

委員 「公文書」であるため、いわゆるメモ書きのようなものであれば公文書にならないからという意味もあるものと思っていたが、ケース次第ではメモであっても公文書になるため、文書不存在の中身は状況に応じて分かるようにしてもらいたい。

会長 やはり少し何か疑問に思うものがある。

委員 それから資料の1-2について、一番気になるのは教育部の教員に関する公文書請求が続いている。建物工事等の公文書公開請求は当然時期の状況に応じて変化するのは当たり前であるが、学校教育に関する教員の何を求めているのか。

事務局 多いのは在学期間記録表である。それから出張や休暇の関係の書類についても請求がある。

会長 これは特定の個人の記録表を調べるという話なのか。

事務局 いいえ。全職員についてである。

会長 本当に実際に学校にいた時間を記録しているのであれば問題ない。
この方針で正しいと思っているので、情報公開としては別段問題ないと思われる。

— 委員了承 —

議事（3）平成28年度上半期時点における「個人情報取扱事務届」及び「個人情報目的外利用・外部提供届」について

事務局から資料2-1・2-2を基に、各課からの個人情報取扱事務届の通算届出件数及び平成28年度上半期時点の届出内容等を説明。

資料3を基に目的外利用・外部提供の同年度上半期時点の届出内容等を説明。

資料4を基に平成27年度終了時点における目的外利用・外部提供の累積件数を説明。

会長 資料3の1枚目の「社福-22」において、生活保護事務で社会福祉課から収納課とか税務課に生活保護者の名前が目的外利用されているが、滞納者の関係とか賦課決定事務等に生活保護の情報が利用されるのは理解ができないのだが、なぜ必要とされているのか。

事務局 生活保護は基本的に税額が免除される。また滞納分についてはどういう処理がされるかは詳しく説明できないが、支払い能力がないので、収納課としておそらく何か処理をされるのではないかとと思われる。

会長 税額免除の事務を行うために生活保護を受けている方を調べて、生活保護を受け

ていれば免除するというのであれば問題ないが、税金を収納する理由で生活実態を調べているとしたら問題である。

事務局 不納欠損の関係なので、おそらく執行停止になると時効止めをする必要があるためではないかと考えられる。

会長 一方でその下の欄には生活保護対象者の氏名、住所、生年月日、保護の開始・廃止年月日で市県民税賦課決定事務と書いてある。それが免除の話であれば問題はないと思われる。

事務局 おそらく通常の賦課の段階の免除であるものと思われる。

会長 税務課がどういう利用をしているのか若干気になる感じを受ける。

事務局 何もしないと時効が来てしまうということだと思われるが、この場では詳しくお答えはできかねる。

会長 適正に利用されているとは思いながらも、中身の状況を把握しておく必要がある。

会長 それから外部提供について、津島警察から管内捜査の関係の依頼が来るのか。

事務局 はい。

会長 何か文書では来ているのか。

事務局 はい。

会長 それで犯罪捜査のために必要であるという具体的な事実まで書いてあるのか。

事務局 事実は文書に記載されているが、この資料ではあえて伏せてある。

— 委員了承 —

次第 3 その他

事務局からは特になし。

《その他委員意見》

委員 市の巡回バスにドライブレコーダーを付ける話が以前にあったが、今はどのバスに付いているのか。

事務局 全てのバスに付いている。

委員 管理に問題はないのか。

事務局 特に問題はない。また、車体の見えるところに「ドライブレコーダー搭載車 安全運転実施中」というステッカーを貼ってある。